

## 南木曾町建設工事総合評価落札方式試行要領

平成24年12月27日

告示第46号

(趣旨)

第1 この要領は、南木曾町が発注する建設工事について、品質の確保を図り優良な社会資本整備を行うとともに建設業者の技術力の向上及び育成等を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の12及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設工事の競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 対象工事は、南木曾町建設工事入札制度合理化対策要綱(平成6年南木曾町要綱第4号)に定める建設工事入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査し指定するものとする。

(総合評価の方法)

第3 総合評価落札方式で定める評価は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記1に定める「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

3 価格以外の評価の項目及び配点(以下「落札者決定基準」という。)については、審査委員会において案件ごとに定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4 町長は、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合、当該落札者を決定しようとするとき。

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会に代行審査を依頼することができる。

(実施の適否及び落札者決定基準の決定)

第5 町長は、第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、入札の適否及び落札者決定基準について決定するものとする。

(入札の周知)

第6 町長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 入札価格の設定に関すること。
- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 入札参加申請時に提出が必要な資料の提出に関すること。
- (5) 落札者決定方法に関すること。

(6) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。

2 前項による公告は、原則として南木曾町ホームページの掲載によるものとする。

3 入札の公告は、別記2「総合評価入札公告〔共通事項〕」及び別記3「総合評価入札の執行について〔公告例〕」により行うものとする。

(入札参加方法)

第7 総合評価入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別記2に定める入札参加申請書類を定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出された「入札参加申請書類」に基づき採点し、審査委員会が審査し、町長が決定するものとする。

(価格以外の評価結果の公表及び疑義照会)

第9 町長は、価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書を作成し、開札後直ちに公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を含まない。）に、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価に係る疑義申立書により疑義の照会をすることができるものとする。

3 町長は、前項による疑義の照会があった場合は、審査委員会の審査に付し、価格以外の評価に係る疑義回答書により回答するものとする。

4 第1項の規定は、第2項及び第3項の規定による疑義の照会により、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。

(入札価格の設定)

第10 総合評価入札は、別に定める基準によりあらかじめ入札価格に最低制限価格を設定するものとする。

(落札者の決定)

第11 落札者の決定は、次の各号の規定による。

(1) 入札者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で、最低制限価格により失格とならない入札者を対象に総合評価を行うものとする。

(2) 落札者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の者が2者以上ある場合は、当該入札者に、日時、場所を連絡のうえ、当該者によるくじ引きにより落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

2 町長は落札者を決定したときは、その結果を公表するものとする。

(虚偽記載等の措置)

第12 町長は、提出された入札参加申請書類に虚偽の記載をし、又は明らかに悪質と認められる行為をした入札者に対し、入札参加の制限、契約の不締結又は契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定は、当該入札者に対し指名停止等の措置を別に講ずることを妨げるものではない。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。